中野法人会報

（第159号）
平成20年3月1日
発行所　㈳中野法人会
〒165-0026 東京都中野区新井2-33-6
電　話（3388）6896
ＦＡＸ（3388）2550
編　集　広　報　委　員　会
印　刷　有限会社 友美堂

新年賀詞交歓会が盛大に！

（２ページに写真説明）

http://www.nakanohoujinkai.org　　e-mail　houjin@onyx.dti.ne.jp

掲　示　板（3〜5月行事予定表）

月　日	時　間	内　容	会　場	備　考
3月 7日㈮	11:00〜12:30	広報委員会	法 人 会 館	
3月17日㈪	10:30〜12:00	総務委員会	法 人 会 館	
3月18日㈫	15:30〜15:30	新設法人説明会	法 人 会 館	
3月24日㈪	10:30〜12:00	事業（研修）・特別委員会	法 人 会 館	
〃	13:00〜14:00	女性部会・役員会	法 人 会 館	
3月26日㈬	13:30〜15:30	決算法人説明会	西武信金・本店8階	
3月27日㈭	10:30〜12:00	税制委員会	法 人 会 館	
〃	17:30〜18:00	源泉研究部会・役員会	中野サンプラザ 20F	
3月28日㈮	18:00〜19:00	青年部会・役員会	法 人 会 館	
4月 2日㈬	13:30〜16:00	書き方説明会	法 人 会 館	
4月 3日㈭	10:30〜12:00	厚生委員会（受託会社・連絡協議会）	法 人 会 館	
4月 4日㈮	10:30〜12:00	組織委員会	法 人 会 館	
〃	14:30集合	源泉研究部会・第292回研修会（見学会）	たばこと塩の博物館	終了後:懇親会 天津飯店
4月 9日㈬	10:30〜12:00	総務委員会	法 人 会 館	
〃	13:30〜15:00	監査会	法 人 会 館	
4月10日㈭	13:30〜17:20	第3回全法連女性フォーラム（東京大会）	新高輪プリンスホテル・国際パミールル館	終了後:懇親会
4月17日㈭	15:30〜16:00	正副会長会	中野サンプラザ 13F スカイ	
〃	16:00〜17:15	理事会	中野サンプラザ 13F スカイ	
〃	17:30〜18:30	第9回健康セミナー	中野サンプラザ 11F ブロッサム	講師:井上正子先生
〃	18:30〜20:00	交流会（食事会）	中野サンプラザ 11F ブロッサム	
4月22日㈫	13:30〜15:30	決算法人説明会	署・別館会議室	
5月 7日㈬	14:00〜14:30	女性部会・第115回研修会	中野サンプラザ 13F スカイ	
〃	14:30〜15:00	女性部会・第27回定時総会	中野サンプラザ 13F スカイ	
〃	15:15〜16:15	女性部会・交流会	中野サンプラザ 13F スカイ	
〃	17:00〜18:30	女性部会・役員会	中野サンプラザ 20F	
5月 8日㈭	16:00〜17:00	源泉研究部会・第293回研修会	署・別館会議室	
〃	17:00〜17:30	源泉研究部会・第33回定時総会	署・別館会議室	
〃	17:45〜19:15	源泉研究部会・交流会	中野サンプラザ 15F リーフルーム	
5月 9日㈮	16:30〜17:30	青年部会・第164回研修会	署・別館会議室	
〃	17:30〜18:00	青年部会・第28回定時総会	署・別館会議室	
〃	18:15〜19:45	青年部会・交流会	中野サンプラザ 15F エトワールルーム	
5月15日㈭	15:45〜15:55	正副会長・総務・事業役員会	中野サンプラザ 13F スカイ	一般受付:16:00〜 ご来賓受付:16:45〜
〃	16:30〜17:30	第33回通常総会	中野サンプラザ 13F スカイ	
〃	17:40〜19:10	祝賀パーティー	中野サンプラザ 13F コスモ	
5月21日㈬	13:30〜15:30	新設法人説明会	署・別館会議室	
5月22日㈭	13:30〜15:30	決算法人説明会	署・別館会議室	

3月号の目次

2008 VOL.159

新年賀詞交歓会　年頭所感　鈴木芳久 会長…… 3
新年賀詞交歓会　祝　辞　山岡署長 …… 4
新年賀詞交歓会　祝　辞　田中区長・桑原所長 ‥ 5
新年賀詞交歓会（第２部）…… 6〜7
理事会報告（各委員会より）（行動する法人会）‥ 8〜9
税務署だより…… 10
都税だより・ホットなお店紹介（しいや）…… 11
平成20年度・税制改正の要綱・閣議決定 …… 12〜13
知っとくと得情報（無料法律相談）…… 14
支部だより（支部役員会開催）&（第９中央･本町･10支部）14〜15
部会だより（源泉研究会・女性部会）…… 16
部会だより（青年部会）…… 17
第23回企業訪問（学校法人　東京文化学園）…… 18

● 表紙（写真説明）…… 第6回フォト・コンテスト入賞『梅（八王子市）』日進興業（株）　野 澤 正 之 様

―― 会員募集中です。（詳細は TEL 3388－6896　中野法人会事務局まで）――

新年賀詞交歓会（第１部）

鈴木会長の年頭の辞　　**平成20年1月10日（木）中野サンプラザ**

皆様、新年明けましておめでとうございます。皆様方には、希望に満ちた明るく穏やかな新年を迎えられたことと心よりお慶び申し上げます。本日は、お忙しい中、お寒い中をお越し頂き誠に有難うございます。

又、昨年は、法人会の運営に一方ならぬご協力を頂きましてありがとうございました。お蔭様で、事業も順調に進められ、無事に新年を迎えることができました。

さて、昨年を振り返ってみますと、環境問題、特に地球温暖化は、世界的な問題として騒がれております。国内はもとより、世界中で、異常気象による洪水・台風・熱波・寒波・地震などの自然災害が急増し、政治経済と合わせ、波乱の多かった年でありました。又、経済面ですが、マクロでは、総じて緩やかな回復傾向が続きましたが、原油を中心とした原材料の高騰が続き、１次産品も高騰、食品や日用品の値上げにも繋がり、更にサブプライム問題による信用不安が、金融市場に影響を及ぼしました。

その間大企業は、過去最高の高益を出しましたが、中小企業や地方・一般の人にはほとんどその実感が感じられず、むしろそのしわ寄せに泣かされている状況ではないかと思います。

このような状況の中、私共法人会も、新たな課題を抱え、昨年は『公益法人制度の改革に対する準備』『e-Tax制度の普及促進』『社会貢献活動に関連する事業』『信濃中野法人会と友好法人会としての盟約締結』。そして最も重要課題であります、会員増強活動に取り組んで参りました。会員増強は、法人会の根幹でありますが、残念ながら会員の減少傾向には歯止めがかからない状況にあります。このような状況の中、中野税務署・山岡署長様はじめ署の幹部の皆様が大変力強いバックアップをして下さり、署長様の提案により、会員の皆様のために数々の新しい事業も行うことができました。ここに改めてお礼申し上げます。この効果は、必ずや徐々に出てくるものと信じております。又、会員増強活動は、なによりも地域と密着した連携が大切であります。そこで、昨年は、支部に地区長制度を復活致しました。その地区長制を活かして頂き、各支部や各部会が積極的に工夫を凝らしながら事業を展開して下さり、徐々にその成果をあげてきております。

現在、法人会を取り巻く環境は、昨年に引き続き大きな変化の波の中にあり、法人会の果たすべき役割はより幅広くなり、その責任もますます重くなってくるものと感じております。特に公益法人制度の改革は、今年の12月に施行され、平成25年の11月までに移行を完了する必要があります。法人会が誕生してから、こうした大きな改革は今までにありません。改めて法人会そのものを考え、法人会の新たな出発点として、皆様と力を合わせ、様々に意見交換をしながら、法人会のあり方、役割を考えていきたいと思っておりますし、より一層、皆様の事業にプラスになり、会員の皆様にはもちろん、地域にとっても役に立つ法人会を目指したいと思っております。そのためにも先ず法人会を、より多くの皆様に知って頂くことが大切であり、その上で、会員増強活動に繋げていかなければならないとも考えております。

『法人会はいいよ、役に立つし楽しいよ』と言えるような、より魅力ある会を、今年も支部活動を中心に地域に密着し、会員相互の交流・連携を活発にして、おひとりおひとりの顔の見える法人会を目指す所存でございます。

今、中野区は、中野駅周辺を中心にまちづくり計画が進められ大きく変わろうとしております。中野法人会もこうした動きに対し、より積極的に参加して、地域の活性化に役立てればと考えております。中野がより住みやすく、活力のある魅力的な新たな中野へと一歩踏み出しました。法人会も、昨日よりも今日、今日より明日へと、諸先輩の築きあげられた法人会の良き伝統を守りながら、新たな課題も含めて一歩一歩着実に、ご来賓の皆様・役員諸先輩・会員の皆様方のお力をお借りして進めたいと思っておりますし、魅力に溢れた法人会を目指し、精一杯努力する所存でございますので以前にも増してのご指導・ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

終りに、皆様方のご事業の発展とご健勝・ご多幸をお祈り申し上げ、新年の挨拶とさせて頂きます。

平成１９年度納税功労者へ記念品の授与
（代表して木村副会長が謝辞を…）
（功労者のお名前は、会報第158号に掲載しております。）

叙勲を受章されたお二人の相談役へ記念品の授与

第6回フォトコンテスト入賞者へ記念品の授与
（受章者のお名前・作品は、会報第158号の折込みをご覧下さい。）
（作品は随時会報の表紙に掲載させて頂きます。）

―― 会員増強に皆様のご協力をお願い致します。――

祝　辞

中野税務署
山岡署長

新年明けましておめでとうございます。中野税務署長の山岡です。本日は、社団法人中野法人会の賀詞交歓会にお招き頂きまして、誠にありがとうございます。

旧年中は鈴木会長を始め、役員の皆様、また会員の皆様方に、税務行政につきまして、大変深いご理解とご協力を賜わりまして、厚く御礼申し上げます。お陰様を持ちまして、税務行政も順調に推移しておりまして、これも偏に皆様方のご支援の賜物と感謝申し上げます。

また、中野法人会におかれましては、各種研修会或いは事業活動を通じまして、税知識の普及と納税道義に大変ご貢献を頂きました。中野まつりにおいても、大変積極的な協力活動を展開されまして、税知識の普及にご尽力を賜わりました。重ねて御礼申し上げます。

新年明けますと、我々税務署においては、一大行事である、確定申告が始まります。駐車場にはプレハブが既に立ち上り、今年は土日の関係で、２月18日から３月17日までが確定申告期間となっています。今準備を整えているところですが、確定申告期間中は約７万２千件の申告書が１ヶ月の間に提出されます。これを150名弱の職員で対応するわけですが、勿論対応しきれるものではありませんので、中野都税事務所さん、中野区役所さんのご協力を頂き、また本日ご出席の皆様方、関係団体の皆様方のご支援を賜りまして、円滑に処理していきたいと思っております。しかしなかなか難しいのが実状ですので、重ねてご支援方よろしくお願いします。

次に、先程会長さんからもお話しいただきましたが、電子申告・電子納税のいわゆるe-Taxのお願いでございます。これにつきましても、確定申告期間中はたくさんの納税者の方々と面接する機会がございますので、１人でも２人でもe-Taxを利用して頂きたいということで、お勧めするつもりですが、職員数が不足していることもあり、皆様方のご協力を賜わりながら、何とかe-Taxの普及に努めていきたいと思っています。７万２千件の方々の50%の方がe-Taxをして頂けると、署に来られる方は格段に少なくなるわけです。50%とは申しませんが、少しでも利用して頂けるように、ご協力方お願いしたいと思います。会員の皆様方の会社におかれましても、税務署に何種類かの書類を提出することがあろうかと思います。その中の１つでも２つでもe-Taxを利用して頂きまして、税務署の事務の軽減にご協力賜わればと思っております。お願い事ばかりで申し訳ございませんが、本年もよろしくお願いします。

最後になりますが、社団法人中野法人会の益々のご繁栄、ご発展を祈念致しまして、甚だ簡単ではございますが、私の挨拶とさせて頂きます。本日はどうもありがとうございました。

ご来賓の皆様

榎本副会長

宮島副会長

司会の小島氏

（第１部）新年賀詞交歓会

明るく爽やかなスタート

―― 会員募集中です。（詳細は TEL 3388－6896　中野法人会事務局まで）――

祝　辞

田中区長

皆様、新年明けましておめでとうございます。中野法人会の皆様には、日頃から納税意識の啓発・高揚、また適正納税の推進ということで、活動を頂いており、私ども区は、税金を使って仕事をさせて頂いているという立場、また個人の住民税の徴収もお預かりしているという立場から、心から御礼を申し上げる次第でございます。

さて、昨年ですが、中野区にとっては本当に大きな朗報、ビックニュースがございました。それは、西武新宿線の連続立体交差化が決まったということでございます。

都が着工準備を行うという意思決定を行い、国がその着工準備を採択するということが、20年度国の予算で決まりました。

区長になりまして一番最初に、西武線の連続立体交差を進めようというお話をさせて頂き、やっと着工準備採択ということで、国が採択をしてくれました。

区民の皆様が総意をもって、運動して頂いたり、沿線で街づくりのために、活発に活動して頂いたというような動きを受けて、区議会・都議会・国会と政治家、議員の皆さんが全力をあげて、それぞれ都・国に働きかけをして頂いた結果だと思い大変感謝しております。

この西武新宿線の連続立体交差が実現しますと、南北の交通渋滞がかなり解消され、社会経済的な効果もございます。また、街全体が大きく変わってくるということになります。様々な形で公共的な整備が入って参りますし、直接の経済効果といったような事にも結びついていくということであります。

更に、警察大学校跡地でも大きな動きがございました。明治大学と帝京平成大学が進出し、東京建物という大手の不動産の事業者の方のグループが、落札をされるということでございます。

こうした警察大学校の動きに始まって、駅あるいは中野駅の東西南北の街づくりが、いよいよ現実に動き出すだろうと思っております。そうした街づくりの動きの中で、新しい中野の活力というものを、皆様と共に着実に生み出して、本当に良い街・中野、次の世代に残していくような街づくりをして参りたいと思っております。

区は、お陰様で財政再建を行って基金を貯めることができ、着実に仕事を進められるようになって参りました。しかし、年明け早々株が下がりまして、経済動向が非常に不安定でございます。状況をしっかり見極めながら、より一層緊張感を持って区政運営進めて参ります。

皆様におかれましても、ご健勝・ご多幸であられまして、それぞれの皆様の事業がご繁栄されますよう心からお祈りを申し上げましてご挨拶とさせて頂きます。

本日はありがとうございました。

中野都税事務所
桑原所長

皆さん、あけましておめでとうございます。旧年中は、鈴木会長はじめ役員並びに会員の皆様に多大なご理解とご協力を賜りました。この場をお借りして、心から御礼申し上げます。

さて、主税局では、適正・公平な課税と地道な徴収努力の積み重ねにより、都税収入の徴収率は、平成18年度決算で過去最高の水準となり、都財政も平成18年度までの財政再建プランの目標を達成し、「一つの区切り」をつけることができました。

１月18日には、平成20年度予算の知事案が発表される予定ですが、その規模は前年度より約２千600億円、４％増の６兆８千600億円程度と４年連続の増加となる見込みでございます。

そのうち都税収入は、約５兆5100億円程度と、法人二税の伸び等により、こちらも３年連続で過去最高を更新する見込みでございます。

一方で、暫定措置とはいえ、法人事業税を分離して創設される地方法人特別税が導入されれば、東京都では年３千億円を超える財源を失うことになります。また、橋梁建替えなど、更新期を迎える都市基盤整備など膨大な行政需要が控えております。

このため、これまで以上に慎重な財政運営を行い、都民のニーズに的確に応えられる強固で弾力的な財政体質を築き上げる必要があります。

さらに、団塊世代の大量退職を迎え、納税者サービスを維持しながら、より簡素で効率的な執行体制を構築することが重要となっております。

私どもは、都民の皆様から貴重な財源を預かっているという認識の下、最小の経費で最大の効果をあげられるよう、事業手法や執行体制なども含め厳しい検証を行ってまいります。

東京が近未来に向け、都市インフラの整備だけでなく、環境、安全、文化、観光、産業など様々な分野で、より高いレベルの成熟都市をめざすには、なによりも、都民、企業、行政が協働しながら、東京全体で取組を進めていくことが重要であり、引き続き、法人会の皆様方のお力添えをお願いいたします。

中野都税事務所におきましては、東京都の財政の８割以上を占める都税収入確保の一翼を担う者として、職員一同、心を新たに、適正・公平な税務行政の推進と都税収入の確保に努めてまいる所存でございます。

本年も、皆様方のご理解とご協力を、よろしくお願い申し上げます。

結びにあたり、社団法人中野法人会の益々のご発展と、ご列席の皆様のご健勝とご事業のご発展を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

新年賀詞交歓会（第２部）

皆様の笑顔がいっぱいで…

鷲宮雅子の皆様

恒例の抽籤会 ～ 溢れんばかりに加熱した会場 ～

司会の白川氏

越後副会長・開会の辞

―― 会員募集中です。（詳細は TEL 3388－6896 中野法人会事務局まで）――

服部氏・閉会の辞

『幸運くじ抽籤賞品』

特　等　ノートパソコン
１　等　ＩＨ炊飯器「炊きたて」
２　等　ウォークマン（1GB）
特別賞　カードリーダ・ライタ
合計111本

東法連・新年賀詞交歓会（全法連と共催）を開催

（平成20年1月16日・帝国ホテル）

新春記念講演（講師：北川正恭氏）

安西会長

鈴木会長・大島全国女連協元会長と…

―― 会員増強に皆様のご協力をお願い致します。――

『新年賀詞交歓会』の前段で、平成19年度・第2回理事会を開催!!

規定により、鈴木会長が議長席に着席。横山理事・加藤理事が議事録署名人に指名され、各委員会から中間報告と今後の行事予定の発表がありました。又、暫定予算を始め、議事全てが満場一致で可決されました。

[総務委員会]（榎本委員長）

⑴本日の流れとして、『正副会長・総務・事業委員合同役員会』を午後４時15分から、『新年賀詞交歓会』を、午後４時30分受付開始で開催する。（第１部）で納税表彰受彰者を紹介並びに記念品授与を行う。

⑵科目別対比表を参考に、平成19年度・収支中間（４月～12月）報告。会費入金状況を説明、現在予算の回収比が89%で、未納分については３月１日付けにて再々請求する。

⑶平成20年度・暫定予算について説明。

⑷『春の理事会』を平成20年４月17日㈭午後４時～５時15分、会場は中野サンプラザで開催予定。

⑸『第33回通常総会』を平成20年５月15日㈭中野サンプラザにおいて開催予定。

⑹「e-Tax、e-LTAXの推進」並びに「公益法人制度改革」について説明。

⑺平成21年の『新年賀詞交歓会』を平成21年１月８日㈭中野サンプラザにおいて開催予定。『第34回通常総会』を平成21年５月14日㈭中野サンプラザにおいて開催予定。

[事業・特別委員会]（宮島委員長）

⑴各月別・支部別の参加一覧表を通し、平成19年度・行事開催中間（４月～12月）報告。特に、支部単位の事業が、大変活発に開催されている。

⑵主な行事の出席状況を報告。
講演会並びに会員合同交流会、中野まつり、法人税・源泉所得税の実務講座などの報告。

⑶『第24回・法人会全国大会』が、新潟県で開催され、中野法人会から10名参加。明年は、10月２日・山口県で開催予定。

⑷『秋の管外研修会＝信濃中野法人会表敬訪問』

⑸『秋の支部役員会＆税務研修会（３日間）』について報告。

⑹『（税を考える週間）秋の特別講演会』は、白鴎大学教授の福岡政行氏を招聘して開催し、終了後の懇親会も含め大盛況であった。

⑺今後の行事予定として、『新入会員・特別研修交流会』を組織委員会と共催で、平成20年２月21日、中野サンプラザにて５時30分から開催予定。

[組織委員会]（宮坂委員長）

⑴会員増強運動月間の加入状況について、１月９日現在での報告。
現在84社の勧奨状況にある。
廃業・休業などの理由による脱会が非常に多い。３月まで、更に会員増強にご尽力願いたいと力説。
進発式で、各支部20社を目標にスタートした訳で、何としても挑戦し抜いていただきたい。現在10社以上勧奨している支部は、３ツの支部。
又、勧奨カードの提出にご強力を願いたい。

⑵地区長制の徹底について話された。

[厚生委員会]（越後委員長）

⑴経営者大型保障制度等の現況と共済制度12月末の状況について報告。

⑵生活習慣病健診は、来たる２月26・27日＆３月４日に実施の予定。
年２回の実施という事で、平成20年８月２・３・４日にも実施予定。会場は、いずれも中野ゼロ小ホール。

⑶法人会福利厚生制度について
＊㈱コクド・プリンス系ホテル・ゴルフ場
＊週刊ダイヤモンド・予約購読＆セコム・ホームセキュリティーの案内。
＊春の健康セミナーを、理事会開催の後に実施予定。今回は、試食会（？）を考えている。

[広報委員会]（木村委員長）

⑴発行済会報と今後の発行・来年度の方向性について報告。
新たな企画もどんどん取り入れ定着しつつある。特に新年号の『署長・会長の対談』は今回６回目で、皆様から大好評である。
企業訪問・街でホットなお店紹介も連載中。

⑵『第６回フォト・コンテスト』の入賞者を発表。作品は、会場入口のロビーに展示してある。今後も、役員の皆様から率先して応募していただきたいと力説。
また、入賞者への記念品の授与を、この後の「新年賀詞交歓会の第１部」で行う。

⑶『ホームページ』で皆様の企業を無料掲載中。是非多くの皆様にご利用いただきたい。

[税制委員会]（服部委員長）

⑴平成20年度・税制改正要望陳情について報告。
平成21年度・要望事項の取りまとめスケジュールについて報告。

⑵写真で見る・平成20年度税制改正要望書（全法連関係）
（次ページに掲載）
中野法人会は、11月に松本衆議院議員・長妻衆議院議員・田中区長に要望書を提出しました。

本部だより

12月13日　正副会長会・拡大常任理事会を開催

11月・12月　総務・事業（特別）・組織・厚生・広報委員会を開催

―― 会員募集中です。（詳細は TEL 3388－6896　中野法人会事務局まで）――

行動する法人会

― 平成20年度　税制改正に関する提言 ―

自　民　党

税制調査会
与謝野　馨　小委員長

11月13日

右から、与謝野小委員長、金田税制委員長、
稲場税制副委員長、花岡専務理事、
甲斐野四谷法人会会長

国　税　庁

長官　**牧野　治郎**　氏
次長　**佐々木　豊成**　氏

9月18日

①左から牧野長官、安西全法連会長、
金田税制委員長、稲場税制副委員長、
花岡専務理事

②左側 奥から、牧野長官、佐々木次長
右側奥から、金田税制委員長、
安西法連会長、稲場税制副委員長、
花岡専務理事

平成19年９月18日

国税庁長官
牧　野　治　郎　殿

財団法人　全国法人会総連会
会　長　安　西　邦　夫

平成20年度税制改正に関する提言について

平素は格別のご高配にあずかり厚く御礼申し上げます。

本会は、「健全な納税者の団体」であるとともに、「よき経営者をめざすものの団体」として、企業経営と社会の健全な発展に貢献しようとする公益法人であります。

さて、私ども法人会は、毎年税制改正に関し、政府・政党・関係省庁等に対して建設的な意見を提言しその実現を訴えておりますが、本年は、国・地方を通じて徹底した行財政改革の推進と、依然として厳しい経済状況を踏まえ、中小企業の活性化に配慮した税制の構築を別添「平成20年度税制改正に関する提言」のとおり取りまとめました。

つきましては、私ども提言の趣旨を十分にお汲み取りいただき、その実現に格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

＜注＞各政党、各省庁ごとに宛名と日付が変わります。

要望先一覧（順不同・敬称略）

◆ **政党関係**

自民党	与謝野　馨	税制調査会小委員長
公明党税制調査会、財政・金融部会		
	石井　啓一	部会長
	上田　　勇	副部会長
民主党財務金融部門会議		
	中川　正春	ネクスト財務担当
	平岡　秀夫	ネクスト金融副担当
	階　　猛	衆議院議員
	神風　英男	衆議院議員

◆ **省庁関係**

財務省	森山　　裕	副大臣
	加藤　治彦	主税局長
	川北　　力	大臣官房審議官
	古谷　一之	大臣官房審議官
国税庁	牧野　治郎	長官
	佐々木豊成	次長
	荒井　英夫	課税部長
	松﨑也寸志	法人課税部長
総務省	河野　　栄	自治税務局長
中小企業庁	福水　健文	長官
	高原　一郎	事業環境部長
	佐藤　悦緒	財務課長

―― 会員増強に皆様のご協力をお願い致します。――

税 務 署 だ よ り

～ ご利用ください e-Tax ～

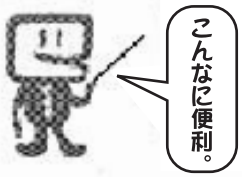

e-Taxってどんなもの？

e-Tax（国税電子申告・納税システム）は、自宅やオフィス、税理士事務所からインターネットを利用して申告、申請・届出等ができる便利なシステムです。

ご利用できる手続	①申告	②納税	③申請・届出等
	法人税、消費税、所得税の申告はもちろん、酒税や印紙税の申告もできます。また、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告用データをe-Taxへ送信することができます。	インターネットバンキングやATMなどを利用して、すべての税目の納税ができます。	青色申告の承認申請、納税地の異動届、電子納税証明書の交付請求など、税務に関する申請・届出などの提出ができます。

e-Taxは、ここが便利

e-Taxは利用するメリットが多くあります。なかでも、代表的なものをご紹介します。

時間が節約できます！

税務署や金融機関にいかなくても、自宅やオフィス、税理士事務所から国税に関する手続ができるので、時間を有効活用できます。

回数の多い手続に便利！

特に源泉所得税の毎月納付や、消費税の中間申告・納付など、回数の多い手続には自宅やオフィスから申告・納税等ができます。

ペーパーレス化！

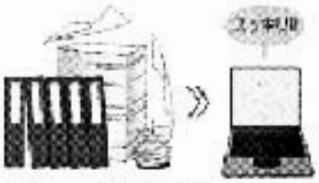

ペーパーレス化が図られ事務の効率化にもなります。

確定申告書等作成コーナーから電子申告ができる！

所得税や個人事業者の消費税の申告については、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告用データをe－Taxへそのまま送信することができます。

税務署が閉まっていても大丈夫！

受付システムの利用時間内であれば、税務署の閉庁時間でも時間を気にすることなく申告・納税などができます。

インターネットバンキングが活用できる！

電子納税は、現金や小切手を持ち歩く必要がありませんので安全です。

詳しい情報はe－Taxホームページをご覧ください。
http://www.e-tax.nta.go.jp

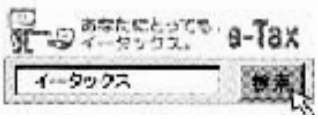

都税だより

中野都税事務所

平成20年4月1日から
23区の法人三税・事業所税の所管都税事務所が変わります

平成２０年４月１日から、法人二税（法人事業税・法人都民税）・事業所税にかかる都税事務所の所管区域が下表のとおり変わります。

主たる事務所・事業所の所在区		千代田	文京	荒川	北	足立	中央	江東	江戸川	台東	墨田	葛飾	港	品川	大田	新宿	中野	杉並	渋谷	目黒	世田谷	豊島	板橋	練馬
新たな所管都税事務所	法人二税	千代田		荒川			中央			台東			港	品川		新宿			渋谷			豊島		
	事業所税	千代田					中央						港			新宿								

■ 申告内容のご相談や郵送による申告書等のご提出は、新所管都税事務所へお願いします。
（窓口への申告書等のご提出は、主たる事務所・事業所が所在する区の都税事務所でも行うことができます。）

■ 所管都税事務所が変更になる区域の方は、事務所コード及び法人（個人）番号が変わります。
平成２０年４月１日以降、申告書及び納付書には、新コード・新番号をご記入ください。
（新コード・新番号は、平成２０年３月以降にお送りする申告書に表示されています。）

■ 納税証明書の発行は、すべての都税事務所で行います。なお、事務手続き上、証明書の発行に時間を要する場合がありますので、お急ぎの方は、申告書控と領収証書の両方をお持ちください。

※都税事務所の所管区域の変更については、東京都議会の議決を経て確定します。

【お問い合わせ先】主税局課税部法人課税指導課　03ー5388ー2962

ホットなお店紹介

中野に本格的な“洋風居酒屋” しいや

〒164－0012　中野区本町６－20－12
SAN新中野ビル1F
TEL. 03－3229－2222
営業時間：Lunch　11：30～14：00（L.O）
Dinner　17：00～23：00（L.O）
定 休 日：日曜日

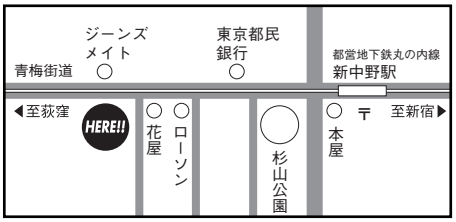

東京メトロ丸の内線の『新中野駅』（１・２番出口）を出て、青梅街道を環七通りの方へ５分位歩いたところ（本町６丁目バス停前）が“しいや”です。ビルの１階にありますが、店内に一歩足を踏み入れると、そこは、まるで“都会のオアシス”です。

溌溂とした店長が“いらっしゃいませ…！”と明るく出迎えてくれます。

“しいや”と言えば、メチャいけるスパゲティ。塩味系・トマト系・クリーム系と各６種類、合計18種類から選べます。老若男女を問わず、誰にでも合うような優しい味の“洋風居酒屋”です。

フレンチのシェフが料理を作りますので、お客様のお好みにも、味付・食材は対応します。

昼のランチは、何と500円からで、メニューも何種類かあり、更にサラダが100円。ランチ後のコーヒーは、100円と有り難い限りのサービスです。夕方からは、特に若いお客様が多いとか…。仕事帰りに、ちょっと飲んで食べてに…最適なお店です。値段も大変に手頃価格です。

要予約で、団体もＯＫ…。皆様もお友達やご家族で、是非、足を運んでみて下さい。必ずや大満足できるはずですから…。

（記　岩崎　充利）

―― 会員増強に皆様のご協力をお願い致します。――

平成20年度

税制改正の要綱

閣議決定!!

政府は、平成20年1月11日、平成20年度税制改正要綱を閣議決定しました。主な改正事項をお知らせします。

なお、最終的な改正内容については、今後の国会審議等にご留意ください。

Ⅰ 法人関係税制

1、研究開発税制

試験研究費の特別税額控除制度について、増加分に対する上乗せ特例措置が改組され、次の特例のいずれかを選択適用できる制度が創設されます。この制度における控除税額は、試験研究費の総額に係る特別税額控除制度または中小企業技術基盤強化税制とは別に、当期の法人税額の10%が限度となります。

（1）試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合には、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える部分の金額の5%の特別税額控除ができるようになります。

（2）試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合には、その超える部分の金額に特別税額控除割合を乗じた金額の特別税額控除ができるようになります。

（注）特別税額控除割合は、試験研究費割合から10%を控除した割合に0.2を乗じた割合となります。

【適用期間】平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する事業年度

2、情報基盤強化税制

（1）対象設備等の追加

部門別、企業間で分断されている情報システムを連携するソフトウエアとして一定の要件を満たすものが追加されます。

（2）取得価額の最低限度の引き下げ

資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人等について、対象設備等の取得価額の合計額の最低限度が70万円に引き下げられます（現行300万円）。

【適用期限延長】平成22年3月31日まで2年延長

3、減価償却制度

（1）法定耐用年数の見直し

機械装置を中心に、実態に即した使用年数を基に資産区分が整理されるとともに、法定耐用年数が見直されます。

【適用時期】既存の減価償却資産を含め、平成20年4月1日以後開始する事業年度から

（2）耐用年数の短縮特例

本特例の適用を受けた減価償却資産について軽微な変更があった場合、本特例の適用を受けた減価償却資産と同一の他の減価償却資産の取得をした場合等には、改めて承認申請をすることなく、変更点等の届出により短縮特例の適用を受けることができるようになります。

Ⅱ 中小企業関係税制

1、特定中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例の創設

（1）個人が、その年中に特定中小会社であって次の要件を満たす株式会社に出資した金額について、1,000万円を限度として寄附金控除が適用されます。

①設立1年目の株式会社…中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する特定新規中小企業者

②設立2年目または3年目の株式会社…特定新規中小企業者であって前事業年度及び前々事業年度における営業活動によるキャッシュ・フローが赤字であるもの

（2）特定中小会社に出資した金額のうち、本特例の適用を受けて総所得金額等から控除した金額は、取得した特定中小会社の株式の取得価額から控除されます。

（3）特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の2分の1課税の特例については、所要の経過措置が講じられた上、廃止されます。

【適用時期】平成20年4月1日以後に特定中小会社の株式を払込みにより取得する場合

2、中小企業投資促進税制

適用期限が2年延長されます。

3、交際費等の損金不算入制度

中小企業者に係る400万円の定額控除の適用期限が2年延長されます。

4、欠損金の繰戻し還付の不適用制度

中小企業者の設立後5年間に生じた欠損金額に係る適用除外措置の適用期限が2年延長されます。

5、少額減価償却資産の取得価額（30万円未満）の損金算入の特例

適用期限が2年延長されます。

【適用期限2年延長】平成22年3月31日まで

Ⅲ 事業継承税制

1、取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度の創設

（1）事業承継相続人が、非上場会社を経営していた被相続人から相続等によりその会社の株式等を取得しその会社を経営していく場合には、その事業承継相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した議決権株式等（相続開始前から既に保有していた議決権株式等を含めて、その会社の発行済議決権株式の総数等の3分の2に達するまでの部分）に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されます。

（注1）「事業承継相続人」とは、中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律（仮称）における経済産業大臣の認定を受けた一定の中小企業の発行済株式等について、同族関係者と合わせその過半数を保有し、かつ、その同族関係者の中で筆頭株主である後継者をいいます。

（注2）会社を経営していた被相続人は、その会社の発行済株式等について、同族関係者と合わせその過半数を保有し、かつ、その同族関係者（事業承継相続人を除く。）の中で筆頭株主であったことを要します。

（2）納税猶予の対象となる株式等のみを相続するとした場合の相続税額から、その株式等の金額の20%に相当する金額の株式等のみを相続するとした場合の相続税額を控除した額が猶予税額とされます。

―― 会員募集中です。（詳細は TEL 3388－6896 中野法人会事務局まで）――

（3）その事業承継相続人が納税猶予の対象となった株式等を死亡の時まで保有し続けた場合等の一定の場合には、猶予税額が免除されます。
（4）その事業承継相続人が、相続税の法定申告期限から５年の間に、代表者でなくなる等により、中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律（仮称）に基づき経済産業大臣の認定が取り消された場合等には、猶予税額の全額を納付することとなります。
（5）上記（4）の期間経過後において、納税猶予の対象となった株式等を譲渡等した場合には、その時点で、納税猶予の対象となった株式の総数等に対する譲渡株式の総数等の割合に応じた猶予税額を納付することとなります。
（6）上記（4）または（5）により、猶予税額の全額または一部を納付する場合には、その納付税額について相続税の法定申告期限からの利子税も併せて納付することとなります。
（7）この特例の適用を受けるためには、原則として、納税猶予の対象となった株式等のすべてを担保に供しなければならないこととなります。
（8）現行の特定同族会社株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例は、所要の経過措置が講じられた上で廃止されます。

【創設及び適用時期】21年度税制改正において創設され、中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律（仮称）施行日以後の相続等に遡って適用

※新しい事業承継税制の制度化にあわせて、相続税の課税方式を遺産取得課税方式に改めることが検討されます。

2、非上場株式の評価に係る営業権評価の見直し

（1）純資産価額方式における営業権の評価について、企業者報酬の額及び純資産価額に乗じる利率の見直しが行われます。

Ⅳ 金融・証券税制

1、上場株式等の譲渡所得等に対する課税

（1）上場株式等に係る譲渡所得等の7%軽減税率の廃止

平成20年12月31日をもって7%（住民税とあわせて10%）軽減税率が廃止され、平成21年1月1日以後は15%（住民税とあわせて20%）となります。

（2）特例措置

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間（2年間）に上場株式等を譲渡した場合には、その年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額のうち500万円以下の部分については、7%（住民税とあわせて10%）となります。

（3）源泉徴収口座における源泉徴収税率の特例

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間（2年間）の源泉徴収口座における源泉徴収税率は、7%（住民税とあわせて10%）となります。

この場合、源泉徴収口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額と源泉徴収口座以外の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額が500万円を超える者については、その超える年分について、源泉徴収口座の譲渡所得等に係る申告不要の特例は適用されません。

2、上場株式等の配当所得に対する課税

（1）上場株式等に係る配当等の7%軽減税率の廃止

個人が支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率については、平成20年12月31日をもって7%（住民税とあわせて10%）軽減税率が廃止され、平成21年1月1日以後は15%（住民税とあわせて20%）となります。

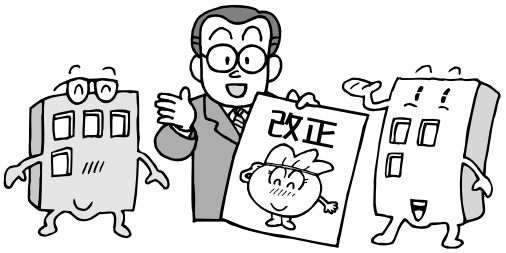

（2）源泉徴収税率の特例措置

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間（2年間）に個人が支払を受けるべき上場株式等の配当等（大口株主が支払を受けるものを除く。）に対する源泉徴収税率が7%（住民税とあわせて10%）となります。

この場合、その年中の上場株式等の配当等（年間の支払金額が1万円以下の銘柄に係るものを除く。）の金額の合計額が100万円を超える者については、その超える年分について、当該上場株式等の配当等に係る申告不要の特例は適用されません。

3、損益通算の特例

（1）上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との間の損益通算の特例の創設

その年分の上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときまたはその年の前年以前3年内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失の金額（前年以前に既に控除したものを除く。）があるときは、これらの損失の金額を上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限る。）から控除できることとなります。

【適用時期】平成21年分以後の所得税

Ⅴ 地域間の財政力格差の縮小

消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部が分離され、「地方法人特別税」及び「地方法人特別譲与税」が創設されます。

1、地方法人特別税

（1）納税義務者

法人事業税（所得割または収入割）の納税義務者。

（2）課税標準

標準税率により計算した所得割額または収入割額。

（3）税率

①付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率… 148%
②所得割額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率…81%
③収入割額によって法人事業税を課税される法人の収入割額に対する税率…81%

（4）賦課徴収

地方法人特別税の賦課徴収は、都道府県が法人事業税の例により併せてこれを行うこととされます。

【適用時期】平成20年10月1日以後に開始する事業年度

2、地方法人特別譲与税

地方法人特別税の税収の全額を人口等一定の基準により都道府県へ譲与する地方法人特別譲与税が創設されます。

Ⅵ その他

1、寄附税制

（1）特定公益増進法人等に係る寄附金の損金算入限度額について、所得基準が所得の金額の5%へ引き上げられます（現行2.5%）。

知っとくと得情報

1時間まで無料。お気軽にどうぞ!!

法人会の法律相談

1. 申し込み方法

(1) ㈳東京法人会連合会 事業課あて電話で申し込んでください。
TEL：03-3357-0771（土･日･祝日を除く午前9時～午後4時）
(2) その際、①所属法人会名 ②法人名 ③相談者名 ④連絡先電話番号をお知らせください。
(3) 申し込み状況によってはお断りする場合もあります。
(4) 申し込み後、別途、下記担当法律事務所あて電話のうえ相談日時等を打ち合わせてください。その際、必ず「東京法人会連合会の法律相談」利用の旨を告げてください。
(5) 相談日時は毎週月曜日から金曜日まで（祝日は除く）の午前10時・11時および午後2時・3時・4時です。

2. 利用できる方

都内各法人会の会員企業および経営者等。（同一人の相談は月1回に限らせていただきます。）

3. 相談内容

法律全般。（相続等会社業務以外の相談も可。）

4. 担当法律事務所

羽野島法律事務所　羽野島裕二弁護士　他3名
港区西新橋1丁目20番3号　虎ノ門法曹ビル501号
TEL：03-3592-0541　FAX：03-3592-0543

5. 相談場所

左記法律事務所
交通：地下鉄　都営三田線「内幸町」駅（A3出口）徒歩3分
東京メトロ　銀座線「虎ノ門」駅（1番出口）徒歩5分
JR「新橋」駅（烏森口）徒歩7分

6. その他

- 無料相談時間は1時間までです。
（㈳東京法人会連合会が負担します。）
- 時間を超えて相談される場合は相談者の負担となります。
- 料金は延長30分ごとに、5,000円（別途消費税）です。
その場で実費をお支払いください。

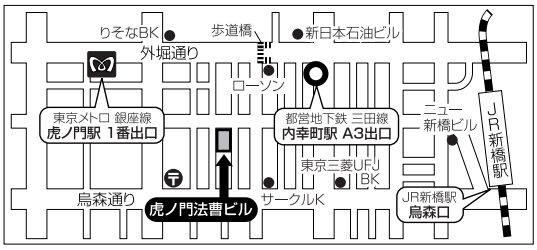

◇お問い合わせ先　㈳東京法人会連合会　TEL:03-3357-0771

支部だより

支部・役員会を開催！

各支部共、会員増強運動の結果報告が活発に話し合われました。又、支部研修会や4月開催予定の『春の定時総会＆税務研修会』について意見交換をしました。

第3支部（12月14日　於：野方食堂）

第10支部（1月25日　於：乃の木）

第9本町支部（1月29日　於：大江戸寿司）

第5支部（1月30日　於：あおしま青山店）

支部だより

《第9中央・第9本町・第10支部合同研修会》

◆日頃の成果で晴れて優勝◆

12月５日、４年ぶりに、「中野法人会のボーリング大会」に出席させて頂きました。前回は、準優勝でしたが、今回は優勝させて頂き大変有難うございました。

ボーリングは、夏は涼しく冬は暖かい環境でプレーでき、全シーズン楽しめる手軽なスポーツだとテレビで放送していた事がきっかけで、５年位前から夫婦で月３回程ボーリング場に通っています。おかげで50肩にもならず足腰も丈夫です。体を動かす為と思いゴルフもやりますが、月に何回も行けませんし金銭的にも負担があります。ところが、ボーリングは気軽にでき、早朝割引や２千円位で投げ放題制度もありますので、皆さんも健康の為是非始めてみたらどうですか。

しかし、今回は出来過ぎでした。私の平均アベレージは170～180ですが、今大会では２ゲーム共200アップという結果で、自分でも驚いている次第です。中野法人会の皆様の明るい雰囲気の中で、伸び々と時を過ごせました事、大変嬉しく思っております。本当に有難うございました。

（株）正栄機械製作所　青野　良秀

＊準優勝　遠藤まり子さん（横山設備工業㈱）
２ゲームトータル　396（ハンディ50）
＊第三位　三好　正市さん（東京天然色㈱）
２ゲームトータル　392（ハンディ30）

ボウリングで体力づくりしてま～す。

《第9中央・第9本町・第10支部》

◆第12回三支部合同ゴルフコンペ◆

法人会ゴルフコンペに参加させて頂くようになり、早いもので３年余りになります。

今年最後のコンペで、まさかの優勝という名誉に輝きまして、良い年を締めくくることが出来ました。

法人会には、先代から入会しておりましたが、仲々皆様との交流が無く、初めてこのコンペで皆様とも交流を持つことが出来まして、こんなに楽しい触れ合いが出来る会とは思いませんでした。他にも、たくさんの交流会があるそうで、少しでも機会がありましたら、是非出席させて頂きたく思います。

（有）堺屋吉田商店　吉田　彰吾

ゴルフも、これからも腕を磨き、皆様と競い合いたく思います。このコラムを見ました会員の皆様、私でも優勝できます。是非、腕を磨きまして優勝して下さい。今年も宜しく御願いします。

第12回三支部合同ゴルフコンペ 富岡クラブにて 平成19年12月8日

『2月・3月に各支部で、役員会を。4月に支部定時総会＆税務研修会』を開催予定

「第９中央・本町・10支部の役員会」３月５日㈬　18：00～（場所：乃の木）

「第９中央・本町・10支部の春の定時総会＆税務研修会」
４月16日㈬　13：30～（会場：西武信用金庫・本町通支店）

『税務研修会のテーマ：平成20年度・税制改正より』　講師：中野税務署　担当者

部会だより

《源泉研究部会　第290回研修会》並びに
◆『新年初顔合せ会』を開催◆

アサヌマ・コーポレーション㈱　山本隆文

『第290回研修会』が、１月17日、法人会館において開催されました。

始めに、西條部会長、柳澤第２統括官より挨拶がありました。今回のテーマは、『サラリーマンの確定申告について』という事で、中野税務署の個人課税・松村上席より説明をして頂きました。

“暮らしの税情報”を使用され、申告の中で、まず、『医療費控除』を中心に「注意すべき点」や「誤り易い点」などを詳細に亘り説明をして頂きました。

又、『マイホームを持ったとき』の控除を受ける為の要件や必要な添付書類などについて説明して頂きました。契約書以外は、全て原本を提出しなければならない事なども教えて頂きました。

『納税と還付』という事では、確定申告期間の２月18日から３月17日までですが早期提出をと訴えられておりました。消費税に関しては、今年度は、３月31日㈪までとの話もありました。

毎年恒例「サラリーマンの確申」について

実際に、例題が出され、「申告書B用紙」を使用し、

西條部会長

柳澤統括官

松村上席

書き込みながら教えて頂きました。申告は自分で、との基本を徹底していきたいと思いますし、こうした機会に、一人でも多くの社員の方が、スラスラと申告書の記入ができるよう担当者として努力していきたいと思います。毎年の事ながら、誤りのない申告・早期提出にも努めていきたいと思います。

研修会終了後、会場を中野サンプラザ20階に移動して、「新年初顔合せ会」が行われ、洋食のコース料理は大変に美味で、参加された皆様がとてもご満悦の様子でした。

心機一転、特に『e-Tax』に関しては、早急に検討の上、出来たら本年度の申告・納税はチャレンジしてみたいと思い、決意を新たに帰路を急ぎました。

・12月20日に役員会を開催しました。

《女性部会　第113回研修会》
◆『クリスマスの夕べ』を盛大に!!◆

㈱結城堂室内装飾工房　小島慶子

女性部会『第113回研修会（クリスマスの夕べ）』が、12月６日、44名の参加で、日本橋の『アフロディテ』で開催されました。

当日は風も弱く大変に穏やかな日で、今回、初の試みで往復バスを使っての研修会となりました。

定刻に中野税務署脇に集合し、大変にお忙しい中を、署の幹部の皆様に見送って頂き出発しました。とにかく、６時開始前には会場に着かなければならず、途中の混雑を心配していましたが、皆様、“普段の行いが良い”ようで、バスは順調に、なんと会場に開始時間30分以上も前に到着しました。

バスを降りると、欧州にあるような、とても素敵な建物が目に飛び込んできて、思わず声をあげてしまいました。

恒例の夢のような一夕が…

そして、いよいよスタートです。三輪部会長挨拶、大神田様の乾杯のご発声、そして、美味なるディナーへ…と。

更に、当日のメインである『夏山美樹』さんの素晴らしい歌とトークへと続き、映画音楽から何曲か歌って頂きました。クリスマスソングやオリジナル曲など。会場の熱気と興奮は、高まるばかりです。

三輪部会長

その後のデザートは、大きなクリスマスツリーのある２階に移動し、ムード満点の雰囲気の中で頂きました。

あっという間の２時間が過ぎ、興奮覚めやらないまま帰路に着きました。

役員一同、皆様に喜んで頂けるよう努めて参りますので、次回も是非お出かけて下さいませ。

・12月15日に役員会を開催しました。

夏山美樹さんの素敵な歌声

見事なツリー！

―― 部会員募集中です。（詳細は TEL 3388－6896　中野法人会事務局まで）――

部会だより

《青年部会　第161回研修会》

◆平成19年度・税制改正より◆

12月７日、青年部会の『第161回研修会』が、法人会館で開催されました。

中野税務署・岩野上席を招聘して、『平成19年度・税制改正より』という事で話して頂きました。

岩野上席は、挨拶の中で『e-Tax』について触れられ、１月より「源泉所得税などの電子納税のみを利用する場合は、利用開始時の電子証明書の事前登録が不要になるなど、大変便利ですから是非ご活用を」と訴えておられました。それを受けて、早速、開始届出書を提出している方もいました。

さて、研修ですが、特に、◎減価償却について◎損金不算入制度の整備◎留保金制度の整備等について話されました。こうした税制改正は毎年行われますが、私達経営者にとって、本当に良く考えての改正かどうか、減税に繋がっているのかどうか等をしっかりと見極めていく必要性を感じました。

講師の岩野上席

法人会では、毎年「税制改正全国要望大会」を行っています。そうした大会にも参加したり、只、施行されてから悩まずに済むようにもっと前向きに学んでいき度いと思います。

終了後の交流会は、OBの方の参加もあり会場も、いつにない「和室」という事で、一段と盛り上がりました。とても寒い日でしたが、何か、心温かい物を感じた研修会・交流会でした。

（株）鳥一番　佐藤直人

新たな税制改正に皆さん真剣です

まるでOB会のような盛況でした

◆『役員会（忘年会）』を開催！◆

12月27日、有志による『役員会』を開催しました。今後の行事予定について縷々話し合いました。急遽の連絡でしたが、６名の方が参加されました。

外は寒波でしたが、大変ホットなひとときでした。

◎（東法連・青連協ニュース）

◆『第４ブロックボウリング大会＆忘年会』を開催◆

12月４日、恒例の『第４ブロックボウリング大会＆忘年会』が行われ、当中野法人会からは９名が参加しました。

『ボウリング大会』は、中野サンプラザ（Ｃ－ＢＩＣ）で行われ、個人の部で、見事に滝口幹事が優勝しました。

◆『東法連・青連協役員会』を開催◆

12月６日、全法連会館で開催されました。４月開催の『女性フォーラム・東京大会』への運営協力や、２月22日開催の全体連絡協議会について審議しました。

◆『新年初顔合せ会』を開催◆

１月18日、ウエストフィフティーサードにおいて、恒例の『新年初顔合せ会』が開催されました。部会員の６割が参加！

赤羽部会長

柴野副部会長

始めに、赤羽部会長が新年の抱負を話され、乾杯の発声は、元気爆発（？）の柴野副部会長。会場は、笑顔満開の話の渦に一変しました。全員が、今年の抱負を話され、締めは、松原初代部会長が、声高らかに…。

会場は熱アツ…

イヨ～！
イケメン二人

松原初代部会長の
中締め

―― 部会員増強に皆様のご協力をお願い致します。――

第23回 企業訪問

学校法人 東京文化学園

理事長挨拶

豊川圭一

本学園は、昭和２年に森本厚吉先生が、親友有島武郎、吉野作造らの文化人と協力してお茶の水に女子経済専門学校を設立されたのが始まりです。当時、欧米に比較して、大変遅れている女子の生活様式を改善するための教育の場として、恩師の新渡戸稲造先生を迎え、校長になっていただきました。新渡戸先生は昭和８年にカナダで亡くなられるまで、校長として教育の指導をされ、以来今日まで先生の教育理念を継承しています。

新渡戸先生は幼少にして武士道を身につけ、日本の美徳を修め、さらにキリスト教の真理を信じ、東西文化と美徳を理解し、その調和の中に確固たる人生観を持つに至りました。

新渡戸先生の教育理念は、日本古来の美徳とキリスト教の愛の精神との調和を基本とするものである。先生は「人々を愛し、動物を愛し、植物を愛し、働くこと、学ぶこと、遊ぶこと、何事も愛の心構えがあってこそ楽しんで接し、行える」と教えられました。

本学の学生・生徒の皆さんは、この教育理念をふまえて、実りある学生生活を送ってほしいと願っています。

東京文化学園沿革

昭和 2年	東京市本郷区元町（現文京区本郷２丁目）に女子文化高等学院を創立。
昭和 3年	専門学校令により、女子経済専門学校と改称。初代校長：新渡戸稲造博士、理事長：森本厚吉博士。
昭和 6年	現在地にあった成美高等女子学校を引き継ぎ、附属高等女学校と改称し、新渡戸校長が兼任。
昭和 8年	新渡戸校長逝去により、森本厚吉が校長に就任。
昭和 9年	東京都中野区の現在地に移転。
昭和19年	東京女子経済専門学校と改称し、経済科・保育科・育児科を設置。
昭和21年	英文科を設置。附属幼稚園を開設。
昭和22年	学制改革により、附属高等女学校は東京経専中学校・同高等学校に。
昭和23年	東京経専小学校を開設。
昭和25年	森本厚吉校長逝去により、森本静子が校長・園長に。 学校教育法の公布により、東京文化短期大学（家政科）を設置。学長：森本静子。 東京文化高等学校・東京文化中学校・東京文化小学校・東京文化幼稚園と改称。児童研究所を新たに設置。
昭和26年	私立学校法公布により学校法人東京文化学園を設立。理事長：橋本寛敏。
昭和27年	短期大学内に医学技術研究室を開設。
昭和30年	東京文化医学技術学校を開設。医学技術研究室は発展的に解消。
昭和39年	浅間高原寮を長野県御代田町に開設。
昭和51年	創立50周年記念事業の一環として杉並区和田１丁目に約3,300m²の土地を購入。 東京文化医学技術学校を東京文化医学技術専門学校臨床検査学科と改称。
昭和52年	杉並区和田１丁目の土地に幼稚園・小学校の校舎が竣工。
昭和62年	桃園校舎を新築、医学技術専門学校を移転。
平成 8年	新渡戸稲造博士の銅像を学園に設置。
平成14年	「東京文化短期大学　家政科」を「東京文化短期大学　生活学科」に変更。
平成18年	東京文化短期大学に臨床検査学科を設置。

本年4月より、学校法人・東京文化学園は

学校法人・新渡戸（にとべ）文化学園に

法人名称を変更します。

当学園の初代校長・新渡戸稲造は、近年ますます注目を浴びている「武士道」の著者で、博士はこの本で世界に通用する日本人の「心の在り方」を著しています。

教育の荒廃により、その再生が叫ばれると共に今ほど心の教育が求められているときもありませんが、この考え方をベースに80年に亘って「心の教育」を実践しているのが本学園であります。

現代日本のみならず21世紀の世界が求めているもの、それが「心の教育」です。

本学園が有する、この何処にもないオリジナル性と社会性を明確化して、それをこれからの社会を担う若人の行動指針となるように鮮明に打ち出すこと。

これが我々の社会的存在意義であり、学園名変更を行う理由です。

本学のポリシー　SINCE 1927

14歳の頃の新渡戸稲造

女子経済専門学校発祥の地：
昭和２年本郷区元町文化アパートメント／現千代田区水道橋付近

円熟期の新渡戸稲造

「人間は生まれ育った環境が違うのだから、それぞれの考え方やものの見方が違うのが当然である。その違いを認め合い、受け入れられる寛い心を持つことが大切。これが国際的な感性である。」
本学の前身、東京女子経済専門学校の初代校長である新渡戸稲造の言葉である。
新渡戸稲造の願いを具現化するため、創立者の森本厚吉は、「３Ｈ精神」をスローガンに掲げた。

「Head：活く頭（はたらく あたま）」
「Hands：いそしむ双手（いそしむ もろて）」
「Heart：寛き心（ひろき こころ）」

本学はこの３Ｈ精神…活く頭（はたらくあたま：Head）・寛き心（ひろきこころ：Heart）・勤しむ双手（いそしむもろて：Hands）…に基づき、「自立的」で「教養ある」人間の育成を目的としている。

本学のエンブレム（紋章）には、その中心に一つ楯が描かれている。綴られている文字はラテン語、“Veritas vos Liberabit”であり、（真理は汝らに自由を与う）と訳される。出典は「聖書（ヨハネによる福音書第八章32節）」からで、これは女子経済専門学校創立当時から現在の東京文化学園に受け継がれている校訓であり、ここに集い、学ぶ者の理想を示している。

“3H”は、二つの小さなHと一つの大きなHの組み合わせ文字として刻まれる。小さなHが頭（Head）と手（Hands）とを意味し、下の大きいHはそれを支える心（Heart）を意味している。

3H精神は、「天の如く高く、地の如く寛い心」、「活く（働く）頭」そして、床しく「勤しむ双手」と校歌 にも歌われている様に東京文化学園の実践の精神をかかげたものである。

東京文化学園には７つの学校があり、現在使われている校章は、各校によって多少のデザインの差異がある。

しかしそれらは、「活らく頭、勤しむ双手、寛き心を“楯”として“桜”の如く美わしく、“鳩”の如く和やかなれ」のモットーより、平和の象徴としての“鳩”や月桂樹の葉、「乙女の清き想い」を表す“桜の花”をあしらっている、等の違いであり、いずれも学園の基本理念、3Hの図案、“Veritas vos Liberabit”を核として、構成され、学校は異なれども学園の思想が連綿と受け継がれている。

- 東京文化短期大学　生活学科（共学）　臨床検査学科（共学）
- 東京文化中学高等学校（女子）
- 東京文化医学技術専門学校（共学）
- 東京文化小学校（共学）
- 東京文化幼稚園（共学）

学園事務局（本校舎）
〒164−8638
東京都中野区本町6丁目38番地1号
電話：03−3381−0196
URL：http://www.tokyobunka.ac.jp/

（社）中野法人会会員　（社）中野法人会会員
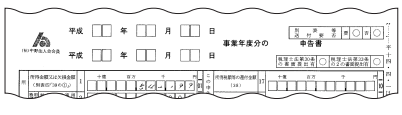
← この会員証紙を切り取って確定申告書にお貼りください。